

赤い羽根



共同募金

令和5年10月1日～令和6年3月31日



子育てサロン・のびのびひろば(大網白里市)

令和4年度
みなさまから寄せられた募金総額

569,276,262円

赤い羽根募金 364,466,440円

市町村歳末
たすけあい募金 186,134,119円

NHK歳末
たすけあい募金 18,675,703円

令和4年度 共同募金運動にご協力いただきありがとうございました

「みんな」が主役の地域を良くする運動です

「赤い羽根共同募金」は、1947年(昭和22年)に始まって以来、地域の福祉活動に役立ってきた社会福祉法に基づく募金です。

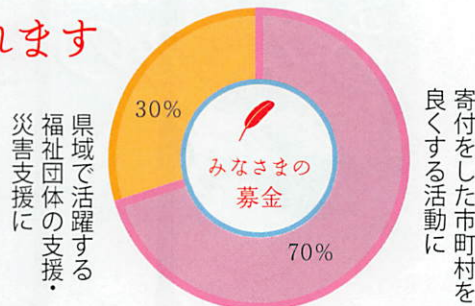
「じぶんの町を良くするしくみ。」をテーマに、全国で年間約4万6,000件にのぼる各地の住民ボランティアや地域福祉活動(高齢者、障がい者、子ども、災害時支援など)を応援しています。



赤い羽根は皆さまの身近な“困りごと”に使われます

千葉県内でお預かりした募金のうち70%が皆様の身近な地域(市・区・町・村内)で福祉課題の解決のため活用されています。残りの30%は県内の社会福祉施設の整備や福祉団体等の活動支援として活用されるほか、災害支援にも役立てられています。(運動経費を除く)

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、職を失い困窮している人や地域での孤立を防ぐ活動への支援も数多く行っています。



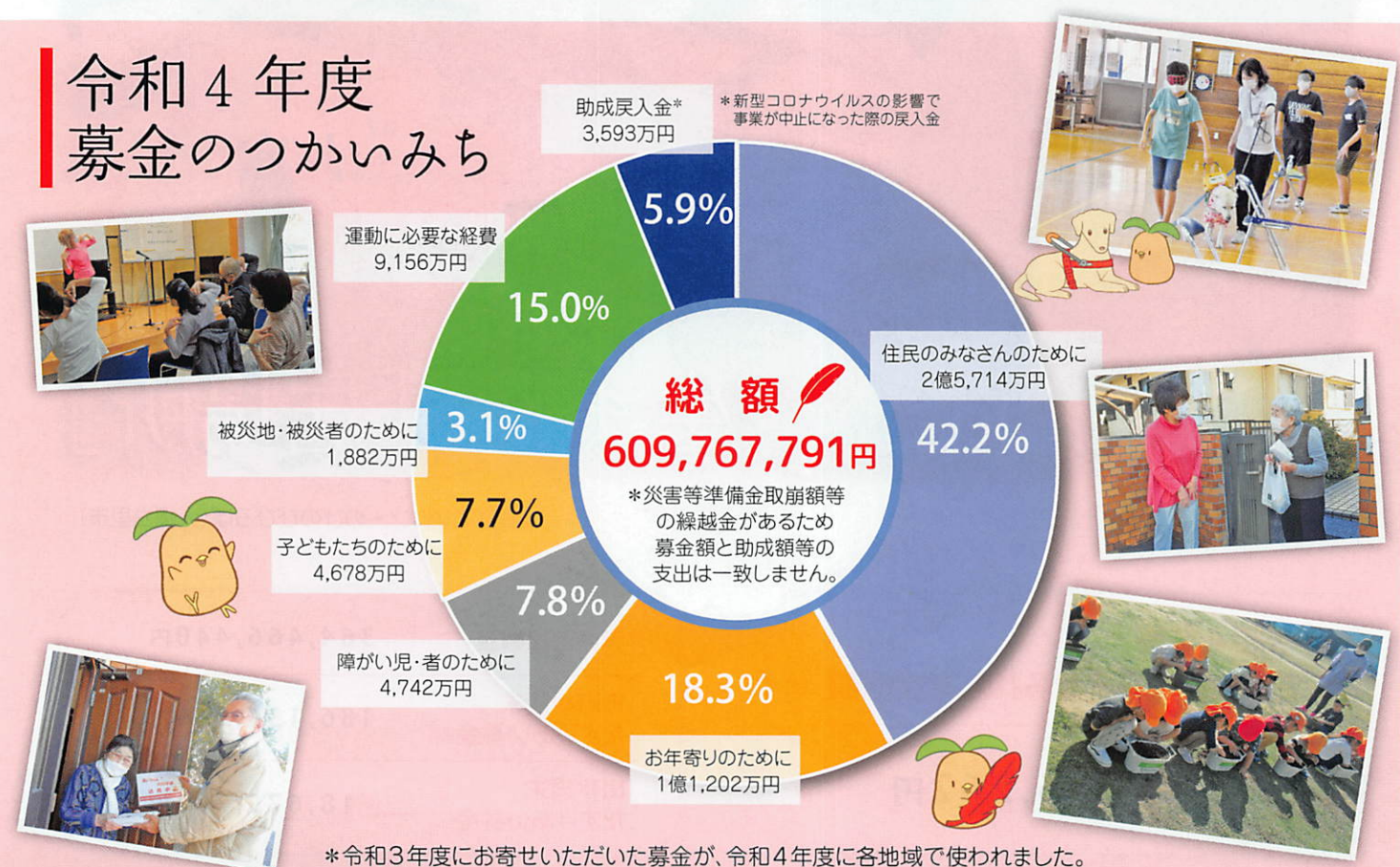
十分な支援を届けるための「募金目標額」

共同募金は、寄付金が集まってから使いみちを決めるのではなく、地域の民間福祉のニーズを受け付けて、使いみちを決めてから募金を行う「計画募金」です。

その為、支援が必要なところに助成支援が行き渡るよう、募金を募るために募金目標額を定めて、皆さまにご寄付のご協力をお願いしています。

今年度の募金目標額	
合計	630,000,000円
赤い羽根募金	390,000,000円
市町村歳末たすけあい募金	210,000,000円
NHK歳末たすけあい募金	30,000,000円

令和4年度 募金のつかいみち



寄付者のみなさまへ ありがとうメッセージ

お寄せいただいたご浄財が、たくさんの「ありがとう」に変わりました。



アドバイザーが中心となり、身体に障がいのある方たちへの就労相談や自立支援を行っています。【千葉市】



お子さんがいる家庭をボランティアが訪問して交流し、「地域での子育て」を行っています。【御宿町】



高齢者や障がいなどのために、公共交通機関での移動が困難な方の外出をサポートしています。【東金市】



地域の小学生と高齢者が竹馬やおはじきなどの「昔遊び」を通じて交流しました。【長南町】



放課後児童クラブに通う子供たちにお弁当をお届けする「楽楽 kids ランチ」を開催しました。【睦沢町】



ウクライナから避難してきた方々が集う場を開催し、日本で生活を支援しています。【千葉市】

千葉県では毎年2,500件以上の助成を行っています。

これからも、みなさんの募金がたくさんの困っている人たちの「ありがとう」に変わるよう活動していきます。



社会福祉法人
千葉県共同募金会
会長 小島 信夫

「日常」を取り戻す動きが広がる一方で、地域や人々のつながりは希薄化し、多くの福祉課題を生んでおります。皆様のあたたかい善意を一人でも多くの困っている方々にお届けできるよう、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

皆様からのお預かりしました募金は、皆様のまちの福祉活動や、福祉団体・施設の整備費など幅広く活用させていただいた他、新型コロナウイルス感染症の影響による地域の孤立を防ぐ活動などの支援にも役立てられました。

令和4年度の共同募金運動は、新型コロナウイルス感染症対策が「新しい生活様式」となり日常を少しずつ取り戻す動きが広がる中での運動となりました。まだまだ影響が残る厳しい状況下にも関わらず、5億5千万円余のご支援をいただき、深く感謝申し上げます。

ご協力ありがとうございました



災害へのとりくみ

災害等準備金

大規模な災害が起こった際の備えとして、各都道府県の共同募金会では、毎年「赤い羽根募金額」の3%を「災害等準備金」として積み立てています。この積み立ては、災害ボランティア活動支援など、被災地のために使われています。(3年経過後、取崩して共同募金助成に役立てられます。)

令和4年度積立額 **17,078,000円**
積立金総額 **52,846,000円**



災害ボランティアセンターの活動支援



福祉施設の復興支援



ボランティアの活動支援



災害見舞金(令和4年度)

○火災・風水害

198件 1,608,000円

被災者・被災地支援(令和4年度)

○災害時ボランティア養成研修会

100,000円

令和4年度 災害義援金

令和4年度は各地で地震や豪雨による災害が発生し、甚大な被害を及ぼしました。被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。千葉県共同募金会では、各災害において義援金の募集を行い、その結果下記のとおり義援金をお寄せいただきました。皆様の温かいご協力が心より感謝申し上げます。

災害義援金名	義援金額
熊本県南豪雨義援金	1,872円
平成30年7月豪雨災害義援金	4,181円
令和3年大雨災害義援金	59,904円
令和4年3月福島県沖地震災害義援金	22,776円
令和4年台風第15号災害静岡県義援金	30,000円
令和4年8月大雨災害義援金	143,622円
合計	262,355円

義援金は被災道府県共同募金会に送金し、被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字等で構成される災害義援金の配分委員会において定める配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。



【台風第15号災害】

共同募金運動にご理解・ご協力をお願いいたします

グッズ募金

千葉県共同募金会マスコットキャラクター「びわびよ」のグッズや、様々なキャラクターとのコラボグッズなどの購入を通じてご寄付をお願いします。

令和5年度「びわびよ」ピンバッジ▶



ネット募金

ネットからのご寄付を受け付けております。クレジットカードやコンビニ支払、キャリア決済など様々な決済方法をご用意しています。



あかいはね自販機

売り上げの一部が地域福祉のために寄付される「あかいはね自販機」の設置にご協力いただけるオーナー様を募集しています。



イベント募金

県内を本拠地とするスポーツチームの試合会場など、県内で行われる様々なイベント会場で募金活動を行っています。



新型コロナウイルス感染症拡大による「新しい生活様式」にあわせ、様々な対策を行いながら共同募金運動を推進してまいりました。このような状況下でも、温かいご理解・ご協力をいただきました寄付者・ボランティアのみなさまに心より感謝申し上げます。



募金活動Q & A

Q1. 募金は自主的な行為なのに、割り当てがあるのはなぜですか？

共同募金はみなさまに強制的に金額を割り当てる募金ではありません。ただし、地域福祉のニーズに応えるため設けた目標額に対してどの程度募金が必要か、その判断材料として目安額(各市町村の必要額に応じて異なる)を示すことはあります。あくまで目安ですので、どうかみなさまの任意のご協力をよろしくお願いします。

Q2. 共同募金への寄付金には税の特典があるそうですが？

個人の寄付金は2千円を超える部分が所得控除または税額控除、個人住民税の所得控除の対象になります。会社などの法人の寄付金は、全額損金算入または寄付金の特別損金算入(社会福祉法人・特定公益増進法人へ寄付金を支出した部分)ができます。なお、遺贈による寄附金には相続税がかかりません。



令和5年9月

市民のみなさまへ

千葉県共同募金会 佐倉市支会
支会長 塚田 雅二
社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会
会長 大藏 文子

令和5年度赤い羽根共同募金運動について（お願い）

共同募金運動は、本年も10月1日から「じぶんの町を良くするしくみ」をキャッチフレーズに、全国一斉にスタートいたします。

共同募金は、地域福祉事業への活用及び福祉施設への配分を目的とした計画に基づいて、市町村ごとに目標額を立てて実施します。千葉県共同募金会佐倉市支会では、地域の自治会・町内会・区のみなさまにご協力をお願いし、募金活動に取り組んでおります。

市民のみなさまからお寄せいただいた貴重な浄財は、県内の福祉施設等の送迎用車両の整備、福祉団体・NPO活動・大規模災害時の準備金その他、社会福祉協議会が行う事業として、ささえあい活動、ふれあい食事サービス、福祉総合相談事業、広報発行事業など、私たちの住む地域の福祉活動に有効に活用されます。

みんなが社会の一員として支え合うしくみづくり、「たすけあい」による福祉活動推進のため、市民のみなさまのご理解を賜り、ぜひともご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、共同募金運動についてより一層のご理解をいただくため、成り立ちや仕組み等についてご希望の地域には直接ご説明に伺いますので、ご連絡をお願い致します。

記

1. 目標額 14,160,000円
2. 募金期間 令和5年10月1日～令和6年3月31日

じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金



町内会長・自治会長ならびに
町内会・自治会のみなさまへ

赤い羽根共同募金は、地域の高齢者や障がいのある人、子どもたちなどに対するさまざまな地域福祉活動を支える「じぶんの町を良くするしくみ。」です。

今年も地域の皆さまの温かいご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年度に集められた募金額

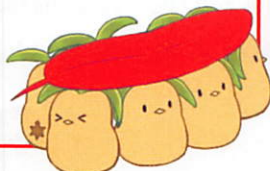
12, 214, 476円

◆◆募金の使いみち◆◆

募金の7割 佐倉市のために

- ・地区社会福祉協議会の活動助成
- ・ボランティアセンター運営
- ・地域福祉情報の発信
- ・配食ボランティアへの活動助成
- ・おもちゃ図書館への活動助成
- ・移動サービス事業
- ・福祉総合相談事業

など



【配食サービスグループ 虹の会(活動の様子)】



【移動サービスサポーター養成研修】



募金の3割 千葉県内の福祉活動支援に

千葉県内の民間福祉施設や福祉団体、NPO等へ助成されます。

また、大規模災害に備えて、募金の一部を準備金として積み立てています。(積立限度は募金額の3%で3年間)



詳しい使いみちはこちらでご確認いただけます



問い合わせ先
千葉県共同募金会 佐倉市支会

(佐倉市社会福祉協議会内)
佐倉市海隣寺町87番地
社会福祉センター2階
Tel: (043)484-6033
FAX: (043)486-2518

9月11日は警察相談の日

～警察の相談ダイヤル #9110～

警察では、犯罪被害の未然防止や県民生活の安全に関する困り事に応じるため、千葉県警察本部や各警察署で、警察総合相談窓口を開設しており、全国統一の警察相談専用電話「#9110」を設置しています。

警察相談専用電話「#9110」に合わせて、9月11日を警察相談の日と定めています。

事件・事故等の緊急通報は110番へ、相談については、相談専用電話（#9110）又は佐倉警察署へお電話ください。

千葉県警察本部 相談サポートコーナー

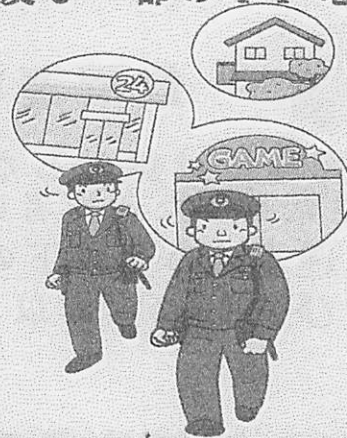
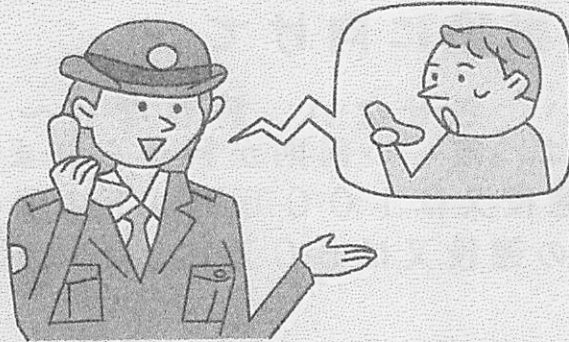
☎ 043-227-9110

（短縮ダイヤル#9110（全国共通））

受付時間 月～金（祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

※ 短縮ダイヤルは、携帯電話、PHSからも利用可能ですが、ダイヤル回線の電話及び一部のIP電話は利用できません。



志津駅前交番新聞

9月号

佐倉警察署
043-484-0110
志津駅前交番
043-489-0056



京成志津駅前交番管内事件簿

(R5.7.1～7.31)

○侵入窃盗	2件
車上ねらい	2件
自転車盗	2件
万引き	1件
○その他	5件



秋の全国交通安全運動

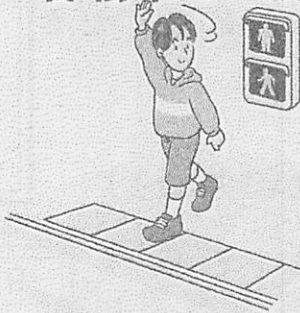
～反射材「ここにいるよ！」のメッセージ～

期間：令和5年9月21日（木）から
9月30日（土）まで



交通安全運動の重点

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転の根絶
自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

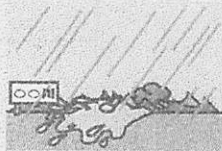


飲酒運転根絶に向けて

～飲酒運転は絶対しない、させない、許さない～
飲酒運転をした運転者には、厳しい罰則が科せられます。

＜酒酔い運転＞5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

＜酒気帯び運転＞3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



毎年9月1日は「防災の日」



毎年9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日までは「防災週間」と定められ、広く国民が災害についての認識を深めるとともにこれに対する備えを充実することとされています。この機会に「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備をしましょう。

- ・ 建物の点検と補強。ブロック塀の強度を確認しましょう。
- ・ 家具や大型家電製品を固定し、家具の上に物を置かないようにしましょう。
- ・ 寝る部屋は安全なスペースを確保しましょう。
- ・ 火気器具は日頃から点検整備しましょう。

